



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日
(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 救急病院の告示（医療政策課） 1
- 県営土地改良事業計画の決定（村づくり計画課） 1
- 漁業災害補償法に基づく規約の設定についての同意成立の認定（水産課） 2
- 漁船損害等補償法に基づく付保義務の消滅（水産課） 2
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定（海岸防災課） 2
- 海岸保全区域のうち港湾管理者が管理する区域（海岸防災課） 3
- 公共測量の実施の通知（都市計画・モノレール課） 3

公 告

- 開発行為に関する工事の完了・5件（中部土木事務所） 3

海区漁業調整委員会事項

- 漁業法に基づく指示事項・2件 5

告 示

沖縄県告示第315号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条に規定する救急病院である。

令和5年8月29日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

病院の名称	病院の所在地	病院の開設者	救急病院認定日	認定有効期限
与那原中央病院	与那原町字与那原2905番地	医療法人和の会	令和5年8月30日	令和8年8月29日

沖縄県告示第316号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、安嘉応原地区県営土地改良事業（区画整理）計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和5年8月29日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 縦覧に供する書類 県営土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間 令和5年8月30日から同年9月27日まで
- 3 縦覧に供する場所 宮古島市役所
- 4 その他 この告示に係る計画（以下「計画」という。）の決定に対して不服がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に審査請求をすることができる。

また、計画の決定については、上記の審査請求のほか、計画の決定があったこと（審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があったこと）を知った日の翌日から起算して6か月以内に、沖縄県を被告として、計画の取消しの訴えを提起することができる。

沖縄県告示第317号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）に基づく規約の設定について同意があった旨の届出が次のとおりあり、同法第108条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により、当該同意が同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認める。

令和5年8月29日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

加入区の名称	漁業の区分	届出人の住所及び氏名
糸満加入区	主として底魚一本釣漁業（総トン数10トン未満の漁船を使用して行う主として底魚一本釣漁業）	糸満市字喜屋武427番地2 宮城眞得 糸満市潮崎町四丁目12番地の5 新垣哲二

沖縄県告示第318号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、令和元年沖縄県告示第310号で同意の認定をした伊是名加入区について普通損害保険に付すべき義務が消滅した。

令和5年8月29日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県告示第319号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定する。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部海岸防災課及び沖縄県南部土木事務所において縦覧に供する。

令和5年8月29日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 急傾斜地崩壊危険区域の名称 豊見城市上田(2)地区急傾斜地崩壊危険区域
- 2 区域の表示 次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から14号までを順次結んだ線及び標柱1号と14号を結んだ線に囲まれた区域

郡市	大字	字	地番	標柱番号
豊見城市	上田	山川原	489番3	1
豊見城市	渡嘉敷	後原	128番	2
豊見城市	渡嘉敷	後原	129番	3
豊見城市	渡嘉敷	後原	138番	4
豊見城市	渡嘉敷	後原	144番	5
豊見城市	渡嘉敷	後原	144番	6
豊見城市	渡嘉敷	後原	144番	7
豊見城市	渡嘉敷	後原	140番1	8
豊見城市	上田	山川原	642番	9
豊見城市	上田	山川原	640番1	10
豊見城市	渡嘉敷	後原	140番5	11
豊見城市	渡嘉敷	後原	139番10	12
豊見城市	上田	山川原	493番2	13

豊見城市	上田	山川原	490番12	14
------	----	-----	--------	----

沖縄県告示第320号

海岸法（昭和31年法律第101号）第5条第4項の規定により、港湾区域に接する海岸保全区域のうち、港湾管理者である那覇港管理組合の長が管理することが適当であると認め、知事と協議して定めた区域は次のとおりとする。

令和5年8月29日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

海岸の名称			管理区域
沿岸名	海岸名	地区海岸名	
琉球諸島	那覇港	若狭	次の各地点を順次に結んだ線及び基点1の地点と基点6の地点を結ぶ線により囲まれた区域 基点1 四等三角点夫婦岩（北緯26度13分24秒25、東経127度40分43秒56）から9度4分33秒270.046メートルの地点 基点2 基点1から112度31分41秒108.997メートルの地点 基点3 基点2から81度12分30秒43.502メートルの地点 基点4 基点3から22度32分24秒11.716メートルの地点 基点5 基点4から261度12分10秒50.444メートルの地点 基点6 基点5から293度30分46秒97.446メートルの地点

沖縄県告示第321号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、名護市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和5年8月29日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 公共測量を実施する地域 名護市城1丁目、2丁目及び3丁目、大中1丁目並びに大東1丁目地内
- 2 公共測量を実施する期間 令和5年7月20日から令和6年2月29日まで
- 3 作業種類 公共測量（基準点測量及び水準点測量）

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和5年8月29日

沖縄県中部土木事務所長 高 嶺 賢 巳

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和4年10月26日 沖縄県指令中土第3847号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 西原町字桃原桃原78番2
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 西原町字桃原29番地（メゾン・かふう1-A） 與那城慶太
- 5 検査済証番号 令和5年6月16日 C第621号
- 6 工事完了年月日 令和5年6月10日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和5年8月29日

沖縄県中部土木事務所長 高 嶺 賢 巳

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和4年9月22日 沖縄県指令中土第3628号、令和4年10月17日 沖縄県指令中土第3843号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 中城村字奥間前原762番1の一部
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 豊見城市字名嘉地54番地㊟テラス303号 中村照幸、豊見城市字名嘉地54番地㊟テラス303号 中村よしの
- 5 検査済証番号 令和5年6月27日 C第622号
- 6 工事完了年月日 令和5年6月17日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和5年8月29日

沖縄県中部土木事務所長 高 嶺 賢 巳

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和4年10月6日 沖縄県指令中土第3674号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 中城村字安里桃原11番1
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 中城村字添石249番地 Line's ハイツイくら坂101号 ダッドニ瞭伍、中城村字添石249番地 Line's ハイツイくら坂101号 ダッドニ光美
- 5 検査済証番号 令和5年7月3日 C第623号
- 6 工事完了年月日 令和5年6月19日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和5年8月29日

沖縄県中部土木事務所長 高 嶺 賢 巳

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和5年6月2日 沖縄県指令中土第2162号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 中城村字津覇津覇原88番3
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 中城村字津覇1366番地県営中城団地2棟101号 呉屋隆博
- 5 検査済証番号 令和5年7月3日 C第624号
- 6 工事完了年月日 令和5年5月25日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和5年8月29日

沖縄県中部土木事務所長 高 嶺 賢 巳

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和4年7月21日 沖縄県指令中土第2771号、令和5年5月8日 沖縄県指令中土第1853号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 宜野湾市赤道一丁目306番1
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 宜野湾市赤道一丁目3番8号 長堂昌信
- 5 検査済証番号 令和5年7月18日 C第625号
- 6 工事完了年月日 令和5年6月30日

海区漁業調整委員会事項

沖縄海区漁業調整委員会指示5第5号

沖縄海区の南大東島及び北大東島の沿岸海域における漁業について、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

令和5年8月29日

沖縄海区漁業調整委員会

会長 上 原 亀 一

（定義）

第1 この指示における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 当該海域とは、南大東島の沿岸海域のうち別表の1の項に掲げる区域及び北大東島の沿岸海域のうち別表の2の項に掲げる区域をいう。
- (2) イセエビ漁業とは、イセエビ属に属するエビを採捕する漁業をいう。
- (3) セミエビ漁業とは、セミエビ属に属するエビを採捕する漁業をいう。
- (4) ゴウリエビ漁業とは、ゴウリエビ属に属するエビを採捕する漁業をいう。
- (5) シャコガイ漁業とは、シャコガイ科に属するカイを採捕する漁業をいう。
- (6) ヤコウガイ漁業とは、ヤコウガイを採捕する漁業をいう。
- (7) サザエ漁業とは、チョウセンサザエを採捕する漁業をいう。
- (8) 潜水器漁業とは、潜水器（簡易潜水器を含む。）により水産動植物を採捕する漁業をいう。
- (9) 固定式刺網漁業とは、海底に網を垂直に立て、魚やエビ等を網目に刺させ、又は絡ませることにより採捕する漁業をいう。

（操業の承認）

第2 当該海域において、第1(2)から(9)までに規定する漁業を操業しようとする者は、南大東島及び北大東島海域操業承認申請書（第1号様式）、操業しようとする区域を代表する漁業団体からの操業同意書（第2号様式）及びその他沖縄海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）が承認を判断するために必要とする書類を委員会に提出し、承認を受けなければならない。

（承認証の交付）

第3 委員会は、第2若しくは第7の規定により承認したとき、又は第8の規定により申請のあったときは、漁業操業承認証（第3号様式）を交付する。

（承認証の携帯義務）

第4 承認を受けた者は、当該承認に係る漁業を操業するときは、第3の漁業操業承認証を携帯しなければならない。

（承認旗章の掲揚）

第5 承認を受けた者は、当該承認に係る漁業を操業するときは、承認旗章（第4号様式）を船舷1メートル以上の高さに掲げなければならない。

（承認の制限又は条件）

第6 委員会は、漁場の利用に関する紛争の防止、その他漁業調整のため必要があるときは、操業の承認をするに当たり、当該承認に制限又は条件を付けることがある。

（承認内容の変更）

第7 承認を受けた者が、承認の内容を変更しようとするときは、漁業操業承認内容変更申請書（第5号様式）を委員会に提出し、承認を受けなければならない。

（承認証の再交付の申請）

第8 承認を受けた者は、第3の漁業操業承認証を亡失し、又はき損したときは、速やかに、漁業操業承認証再交付申請書（第6号様式）を委員会に提出しなければならない。

（みなし承認）

第9 操業時に南大東村に住所を有する者は別表の1の項の区域における第1(2)から(7)までに規定する漁業について、北大東村に住所を有する者は別表の2の項の区域における第1(2)から(7)までに規定する漁業について、それぞれ第2に規定する承認を受けたものとみなす（以下「みなし承認」という。）。ただし、みなし承認に該当する漁業については、第3から第8までの規定を適用しない。

（漁獲実績の報告）

第10 第2又は第7に規定する承認を受けた者（みなし承認に該当する漁業を除く。）は、毎年1月から12月までの当該承認に係る漁業の漁獲実績を、漁獲実績報告書（第7号様式）により、翌年の1月31日まで

に委員会に提出しなければならない。

2 みなし承認に該当する漁業を操業した者は、毎年1月から12月までの当該漁業に係る漁獲実績を、翌年の1月31日までに操業した区域を代表する漁業団体に報告しなければならない。

3 前項の報告を受けた漁業団体は、当該報告をとりまとめ、漁獲実績報告書（第7号様式）により、報告対象年の翌年の3月31日までにその所在する村を経由して委員会に提出しなければならない。

（指示の有効期間）

第11 この指示の有効期間は、令和5年9月1日から令和10年8月31日までとする。

別表

1	<p>海域の位置</p> <p>次の点イから点チまでを順次に結ぶ線、点イと点チとを結ぶ線及び最大高潮時海岸線により囲まれた区域</p> <p>（点の位置）</p> <p>点イ 北緯25度52.300分、東経131度13.150分</p> <p>点ロ 北緯25度52.666分、東経131度14.800分</p> <p>点ハ 北緯25度52.266分、東経131度16.283分</p> <p>点ニ 北緯25度51.133分、東経131度16.916分</p> <p>点ホ 北緯25度49.616分、東経131度16.400分</p> <p>点ヘ 北緯25度48.733分、東経131度15.816分</p> <p>点ト 北緯25度48.350分、東経131度13.883分</p> <p>点チ 北緯25度49.316分、東経131度12.366分</p>
2	<p>海域の位置</p> <p>次の点イから点チまでを順次に結ぶ線、点イと点チとを結ぶ線及び最大高潮時海岸線により囲まれた区域</p> <p>（点の位置）</p> <p>点イ 北緯25度58.116分、東経131度16.800分</p> <p>点ロ 北緯25度57.683分、東経131度18.116分</p> <p>点ハ 北緯25度57.733分、東経131度19.283分</p> <p>点ニ 北緯25度57.383分、東経131度20.516分</p> <p>点ホ 北緯25度55.683分、東経131度19.700分</p> <p>点ヘ 北緯25度55.383分、東経131度18.483分</p> <p>点ト 北緯25度55.850分、東経131度17.283分</p> <p>点チ 北緯25度57.116分、東経131度16.800分</p>

第1号様式（第2関係）

南大東島及び北大東島海域操業承認申請書		年 月 日
沖繩海区漁業調整委員会会長 殿		住所
		氏名
みだしのことについて、沖繩海区漁業調整委員会指示5第5号の第2に基づき、南大東島及び北大東島海域において、下記のとおり漁業の操業の承認を受けたいので、申請します。		
記		
1	漁業の種類	
2	操業区域 沖繩海区漁業調整委員会指示5第5号の別表の 項の海域	
3	操業期間 年 月 日から 年 月 日まで	
4	使用する漁具	
5	使用する船舶	

- (1) 船名
- (2) 登録番号

注 印鑑証明書を添付すること。

第2号様式 (第2関係)

操業同意書

住所
氏名 殿

年 月 日付で下記内容で同意願いのあった操業については、以下の条件を付して同意する。

記

- 1 同意する漁業種類
- 2 使用する船舶
 - (1) 船名
 - (2) 登録番号
- 3 同意の有効期間 同意の日から 年 月 日まで
- 4 条件 年 月 日

漁業団体の名称
漁業団体の長の氏名 印

第3号様式 (第3関係)

承認番号 5-5第 号

漁業操業承認証

住所
氏名


- 1 漁業の種類
- 2 操業区域 沖縄海区漁業調整委員会指示5第5号の別表の 項の海域
- 3 操業期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 4 使用する漁具
- 5 使用する船舶
 - (1) 船名
 - (2) 登録番号
- 6 承認の有効期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 7 制限又は条件

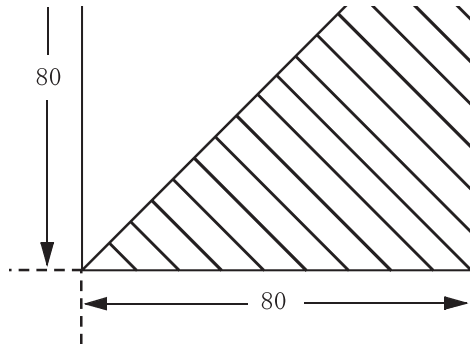
年 月 日

沖縄海区漁業調整委員会
会長 印

第4号様式 (第5関係)

承認旗章





- 備考1 第1(1)で定める別表の1の項の海域では、斜線の部分は黄であり、その他の部分は青である。
- 2 第1(1)で定める別表の2の項の海域では、斜線の部分は青であり、その他の部分は黄である。
- 3 数字は、センチメートルを示す。

第5号様式 (第7関係)

漁業操業承認内容変更申請書

年 月 日

沖縄海区漁業調整委員会会長 殿

住所
氏名

下記により操業の承認内容の変更について承認を受けたいので、申請します。

記

1 承認番号

2 変更しようとする事項

項目	現在の承認の内容	変更しようとする内容

3 変更しようとする時期 年 月 日

4 変更しようとする理由

第6号様式 (第8関係)

漁業操業承認証再交付申請書

年 月 日

沖縄海区漁業調整委員会会長 殿

住所
氏名

操業承認証を亡失(き損)したので、再交付を申請します。

記

1 承認番号

2 亡失(き損)の理由

第7号様式 (第10関係)

漁獲実績報告書

年 月 日

沖縄海区漁業調整委員会会長 殿

住所
氏名

〔 漁業団体にあつては、名称及び
代表者の氏名 〕

年漁獲実績

漁業の名称	漁獲量及び金額	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
	イセエビ漁業	漁獲量(kg)												
	金額(円)													
セミエビ漁業	漁獲量(kg)													
	金額(円)													
ゾウリエビ漁業	漁獲量(kg)													
	金額(円)													
シャコガイ漁業	漁獲量(kg)													
	金額(円)													
ヤコウガイ漁業	漁獲量(kg)													
	金額(円)													
サザエ漁業	漁獲量(kg)													
	金額(円)													
潜水器漁業	漁獲量(kg)													
	金額(円)													
固定式刺網漁業	漁獲量(kg)													
	金額(円)													

沖縄海区漁業調整委員会指示5第6号

令和5年4月28日に沖縄県が公示した漁業権のうち、共同第23号第一種共同漁業を内容とする共同漁業権を取得した漁業協同組合と関係地区内に住所を有する漁民であつてその組合員ではないものとの関係において、当該漁業権の行使を適切にするため、漁業法（昭和24年法律第267号）第72条第8項、第120条第1項及び第157条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

令和5年8月29日

沖縄海区漁業調整委員会

会長 上 原 亀 一

(漁業の操業)

第1 多良間村に住所を有する漁業者は、共同第23号第一種共同漁業を内容とする漁業（ナマコ漁業を除く。以下「当該漁業」という。）を営むことができる。

(遵守事項)

第2 当該漁業を営む者は、共同第23号第一種共同漁業の漁業の時期、漁場の位置、漁場の位置及び区域を遵守しなければならない。

(漁獲実績の報告)

第3 当該漁業を営む者は、毎年1月から12月までの当該漁業の漁獲実績を、翌年の1月31日までに操業した区域を代表する漁業団体に報告しなければならない。

2 前項の報告を受けた漁業団体は、当該報告をとりまとめ、漁獲実績報告書（様式）により、報告対象年の翌年の3月31日までにその所在する村を經由して沖縄海区漁業調整委員会に提出しなければならない。

(指示の有効期間)

第4 この指示の有効期間は、令和5年9月1日から令和10年8月31日までとする。

様式（第3関係）

漁獲実績報告書

年 月 日

沖縄海区漁業調整委員会会長 殿

住所
 漁業団体の名称
 漁業団体の長の氏名

年漁獲実績

漁業の名称	漁獲量及び金額													合計	
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月			
シャコガイ漁業	漁獲量(kg)														
	金額(円)														
タカセガイ漁業	漁獲量(kg)														
	金額(円)														
ヤコウガイ漁業	漁獲量(kg)														
	金額(円)														
サザエ漁業	漁獲量(kg)														
	金額(円)														

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 文進印刷株式会社 〒901-0416 八重瀬町字宜次706番地4
---	---